

民生文教常任委員会

令和6年7月26日（金曜日）

開会 午後 0時55分

閉会 午後 3時45分

I. 調査事項

◎学校教育課

- ・森町地域クラブ活動検討協議会の進捗状況について
- ・令和6年度の閉校庁舎と閉校備品の管理・利用状況について

◎体育課・生涯学習課

- ・町内プール施設の現状について（現地調査含む）

II. その他

○出席委員（6名）

1番 伊藤 昇 君	3番 高橋 邦雄 君
4番 河野 淳 君	7番 斉藤 優香 君
8番 千葉 圭一 君	9番 佐々木 修 君

○欠席委員（1名）

5番 山田 誠 君

○出席説明員

副町長	長瀬 賢一 君
教育長	毛利 繁和 君
学校教育課長	坂田 明仁 君
学校教育課参事	藤嶋 希 君
学校教育課 総務係長	西川 慎吾 君
学校教育課 学校教育係長	吉田 法子 君
体育課長	木村 忠公 君
体育課体育係長	葛葉 洋平 君
生涯学習課 生涯学習係長	山谷 翠 君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小田 桐	克 幸	君
次 長 兼 議事係 長 兼 庶務係 長	関	孝 憲	君

◎開会・開議の宣告

○委員長（佐々木 修君） 定刻前ですが、全員予定の方がそろいましたので、進めてまいります。

ただいまの出席委員数は6名です。定足数に達しましたので、民生文教委員会を開会し、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎調査事項

○委員長（佐々木 修君） 学校教育関係の調査事項を行います。

初めに、森町地域クラブ活動検討協議会の進捗状況についてを議題といたします。

坂田学校教育課長より説明を求めます。

○学校教育課長（坂田明仁君） 森町地域クラブ活動検討協議会の進捗状況についてご説明いたします。

1 ページをお開き願います。協議会設置の経緯でございますが、課題として、少子化が進む中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなっており、部活動の存続も厳しい状況となっております。専門性や意思にかかわらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなっております。

国と北海道の対応などについて、国は平成30年に部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを策定し、国会等から学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしたところです。北海道は、国のガイドラインにのっとり、北海道の部活動の在り方に関する方針を平成31年1月に策定し、令和5年3月に改定するとともに、北海道部活動の地域移行に関する推進計画を策定しました。

森町地域クラブ活動検討協議会設置の目的は、森町立中学校の生徒が将来にわたりスポーツ、文化芸術活動の機会を確保するため、中学校の部活動の地域移行に向けた課題等について総合的に取り組むために地域クラブ活動検討協議会を設置いたしました。

検討、協議する主な事項は、地域クラブ活動に係る仕組みづくりに関する事項、その他部活動の地域移行に関し必要な事項となっております。

基本的な方針としては、中学校部活動を段階的に地域移行することとし、スポーツ、文化芸術活動を継続して親しむための環境整備をすとしております。

協議会の進捗状況について、令和5年9月1日に協議会設置要綱を制定しました。協議会の開催状況につきましては、令和6年3月26日に開催し、事務局から概要等の説明、各委員との意見交換を行いました。現在の部活動は教育課程外の学校教育活動の一環として行っておりますが、部活動の地域移行は社会教育的活動となるなど非常にデリケートな問

題が絡んでおります。一気に地域移行することは非常に難しいことから、まずはできるところから行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 修君） ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。これにつきまして質疑ありましたら、どうぞ。

○委員（高橋邦雄君） 2点ほどちょっとお聞きします。

今後部活動は地域に移行していくということなのですが、今現状今後学校との関わり合いはどんな形になっていくのか、例えばこの中で基本的な方針の中で学校開放事業や公民館等を利用する。公民館は確かに利用していますけれども、学校開放事業ということは例えば外でやるスポーツは学校のグラウンドを使っただくということなのですが、現状の段階で使えないという実際の声も聞いたことは実はあります。中学校に関してなのですが、森町の団体でしたらいいのですが、森町から他町村に運動系で団体で活動している方がやはり使えないというお声もありましたので、今後開放事業ということに関しましてどこまで範囲を広げていくのかということをちょっと教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

この地域移行の関係なのですが、先ほど言いました社会教育的活動に移っていくような形になるということで、今現在開放事業については体育館のほうで所管しております。私のほうからこうしたいということはなかなか言えない状況でございますけれども、森町の部活動をやっているものが地域移行していくという中においては、今までどおり体育館使わせるだとか、グラウンドの利用していくというような形の融通の利くような形にしていけないと移行が進まないのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（高橋邦雄君） 今後スポーツ、文化に関しまして地域移行しますと、例えば団体さんが平日に大会がありますとなったとき、学校自体が公休をきちっと認めていくのか、そういう部分のこともこの中で具体的に載っていないので、その考えはどうなのですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

この中で中学校の体育大会というのはあるのですが、その辺については今現在公休というふうになっておりますので、それに認められたものについては公休になるのかなというふうに考えております。

○委員（高橋邦雄君） 学校、中体連的なことは理解しております。ただ、あとは文化的な観点から、やはりこの時期はお祭りも結構ありますし、いろんな団体もあります、森町に。平日に神社等のお祭りが開催されることもありますので、これ学校長の判断ということも実は聞いておまして、教育委員会としては今後地域移行するのであれば、例えば行事に関しての参加に関してやはり平日ということも今後かなりの回数が出てくるのではないかとことを考えますと、取扱いとして学校長判断ではなくて教育委員会のほうで公

休という形にある程度決めていかないと、認識がばらばらであったら、森中学校は公休でした、砂原中学校は違いましたというようなおそれも、大変なことになりますので、その辺ちょっと教育委員会のほうでちゃんと取決めをしたほうが良いと思うのですが、どうですか。

○委員長（佐々木 修君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時02分

再開 午後 1時03分

○委員長（佐々木 修君） 休憩を解いて会議を開きます。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど高橋委員からお話あったとおり、公休とかについては学校長判断ということですが、先ほど言った行事の関係とかという話はあったのですが、今回考えているのは地域移行に伴うものですので、仮に文化活動とかで行うものについてはこちらからまだどうするかということは答えられないのですが、そういう公休という余地は残されているかもしれない。ただ、先ほど言ったとおり教育委員会のほうであしなさい、こうしなさいというのはちょっと難しいのかなというふうに思います。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 中学校の部活動を段階的に地域移行すると、まずは休日の部活動を優先して地域移行するという考え方で進めていくということよろしいのですよね。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

国のほうがまず休日の部活動から段階的に進めてくださいというような話になっております。今森町の現状というか、今いろいろ検討しているのですが、休日だけやってくれるところあるのかとか、いろいろ難しい面もありますので、休日から進めていくか、それとも平日も含めてというのか、今まだ協議というか、調整している段階でまだ全く決まっていないような状況です。

○委員（千葉圭一君） すみません、委員長、委員会って質問3回までなのですか。

○委員長（佐々木 修君） 基本的には。でも、内容によっては多少は。

○委員（千葉圭一君） 国の政策が土日を優先してということで話を進めると森町の砂原中と森中の文化系の部活は土日の部活はやっていないのです。ということは、今は優先的に考えるのは運動部のほうですよね、そうすると。というふうな進め方が順番にやっていくのか、それとも全体で、それこそおっしゃったようにまとめて平日も、ではこれをもってやっていくのか、その辺は検討中と言いますが、大変難しい問題だと思うのです。というのは、大きい町ですと例えば実業団に所属している人がいるとか、地域の会社関係とか、そういった方々がたくさんいる町でしたら協力をしていただきながら進めやすいと思うのですが、森町はどうか、ちょっと私分かりませんが、森町ですと大

変厳しい資格というか、持っていらっしゃる方とか、ではないかなと思うのです。だから、全体的にいきなり進めるというのはこの森町では大変難しいのではないかなと思うのです。逆に同じ1万7,000人ぐらいの人口の町で進めているやり方は、そういう人方が、指導者がいない町でやっぱり教育委員会が主となって、新しい部署というか、団体みたいなもの設立して、そこが窓口になって各地域に出すという、やり方はまだ詳しく分からないのですけれども、そういうことをやっている町もあるので、その方向をきちんと早い段階で協議会で決めていかないと、細かいこと見たらいつまでたっても難しい課題ばかりが出てしまって前へ進まないのではないかなと思うのです。大体目安が令和7年度末を目安として地域移行というのは聞いていますので、できれば早い段階でどういうふうに進めていくのか決めたほうがいいのではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど目安というのありましたけれども、あくまでも目安ということで、千葉委員がおっしゃったとおり受皿というかなかなか難しい状況です。部活動があるものの、森町でもいろんな団体あるのですけれども、そこが受けてくれるというものははっきりないですし、多分スポーツ少年団とかであれば受け入れてくれる可能性はあるのですけれども、協会となるとやっぱり自分たちの楽しみのためにやっている部分きっと多いと思うので、指導というか、そこまではきつとかないような状況だと思うのです。

そうなってくるとなかなか受入先がないということで、先ほどできるところからって答えさせていただいたのは、今部活についても生徒も少なくなっている、先生も少なくなっているということで、先生が少なくなると顧問できないので、部活が減っていくというような状況で、生徒が少なくなると部活成り立たないということで、今砂原と森だとか、ほかの学校もくっついて合同部活動というのも設けてやっております。合同部活動については、顧問必ず必要だということで、先生が少なくなってもその辺は顧問が必要だということなのですけれども、今現在1つ検討しているところが拠点校という考えで、今森中と砂原中と学校教育課と話をして、砂原地区の生徒が部活したいのですけれども、部活ができないのだという話があって、今協議しているところです。森中学校を拠点校として砂原の生徒を部活動に参加させると。ただ、砂原の中学校については顧問がないということで、森中学校が全責任を負うということなので、簡単にオーケーというふうにはならないのです。受けたところで全部責任持つような形なので、今森中のほうも了解得ながら1つの部活動については拠点校に進むような形で進んでおります。

ただ、全部が全部そういうふうに移るというふうに、やっぱり顧問の先生の考え方もありますので、そういうことを考えながら、1つずつというか、ちょっとずつでも地域移行、まずは拠点やった後に地域という形だとか、いろいろ考えていきたいなというふうに思っています。一気に地域に下ろすというのは非常に難しいのではないかなと思う。ただ、こちらのほうがこうですって決めた後にすぐ駄目になったといったときに今度生徒の行き場がなくなるので、その辺はじっくり進めていく必要が、こっちのほうで方針をばんと決

めたとしても、そこで決まったはいいいけれども、やっぱり駄目になったっていったときに生徒の行き場がなくなるので、その辺はじっくり考えながら対応していく必要があるのか。本当にデリケートな問題だと思いますので、この辺はちょっと考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 今現在森中と砂原中の運動部は7ですよ、野球部、サッカー、陸上、ソフト、バスケ、バドミントン、卓球。でも、両方をもって併せてやる、森中も砂原中も一緒というのとは3つしかないですよ、野球とサッカーとバドミントンだけなので、違いますか。

（何事か言う者あり）

○委員（千葉圭一君） この資料を見るとそういうふうになっているのですけれども、それだったら優先順位で陸上、テニス、バスケ、卓球は単独ですから、森中しかないの、例えばそっちを優先的に考えると、運動部という一つの考え方ではなくて、それを一つ一つ分けていくと移行しやすいもの、移行しづらいもの。移行しづらいものは、例えば移行するに当たって謝金、要は謝礼金だとか発生した場合とか、いろんな経費の問題だとか、移行した場合そういった問題もいっぱい出てくると思うのですけれども、そういったものはまた別の課題として取り組んで次のステップへ進むというような段階を踏んでいかないと、分けて進めていかないと皆さん方の委員のメンバーこぞって集まって話しするよりも、例えばうまく分ける、文化系とか運動系、運動系なら森中と砂原中がある運動系、それとも単独である運動系というふうに分けてグルーピングでどう進めていくか、共通の課題は何なのかというふうに進めていかないと一つ一つ解決していくにしても進まないのではないかなという気はするのですけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど合同で行っているのが野球部、サッカー部、バドミントン部という話だったのですけれども、実際は野球部とサッカー部だけです。バドミントンはそれぞれやっています。

（「共通で部活を持っている」の声あり）

○学校教育課長（坂田明仁君） 合同ではなくて共通。

（「共通で持っている」の声あり）

○学校教育課長（坂田明仁君） 共通で持っているのはその3つと、あと吹奏楽部、美術部となります。何回も話しさせてもらっているのですけれども、できるところからという話しさせていただいているのも、部活ごとだとか、そういうのを考えながら移行というのは考えていきたいというふうに考えています。

○委員（千葉圭一君） すみません、高校とは違って中学校の部活というのは、やったことないけれども、こんなクラブやってみたいとか、入ってみたいなどというものと、もっとうまくなりたい、要は試合に出て勝ちたいというレベルの部活と、部活の内容による生徒の気持ち全然違うと思うのですよね、層別に分けていくと。そうすると、移行すると

そういうのではなくて、あくまでも何か試合に出て勝ちに行くという前提の部活のイメージで、楽しんでやるというようなイメージでは地域移行してもないのではないかなという気がするのですよ、私の想像の中で。そうすると、同じ中学生でも私こんな部活やってみたい、楽しみたいという部活があって、あとそれをやっていく上で中にはもう少し上手になりたいなという人がいるとか、あとは既にもうすごく技術を持って少年団にも入っていて、もっとうまくなりたいし、中体連に出て全道大会へ出たいとかというような、そういったレベルの子たちもいると思うのです。そういう子たちの層に対してどういうふうに進めていくかというのは協議なさっているのでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

この地域クラブというか、移行については、先ほど言った教師の働き方改革の面もありますけれども、部活をやりたい子供ができなくなるというのが大きいです。今合同でやったりとかしてどうにかできていますけれども、強くなる、強くならないではなくて、まずは部活をできる環境をつくっていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上です。

○委員（千葉圭一君） それは分かりました。でも、先ほどお話ししたように、中学生ができれば部活を通していろんな学ぶことがたくさんあるから部活動があるのであって、それが試合とか、そういったうまくやってみたい、楽しみたいということの気持ちがあってもそれに参加できない子供たちが出てしまう。ある町では、逆に中学生に、生徒たちに、こんな部活があったらいいなとか、やってみたいよとか、そういう中学生自身が主体で部活動をするというような学校も地域移行も含めてやっている町もあるのです。だから、そういうことも、地域移行もそうだけれども、ちょっと話ずれてしまうかもしれませんが、プラスそういう子供たちもいるということをお忘れしないで中学校の部活動のことを考えていただきたいなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

生徒、子供たちはいろんな部活動をやりたいという気持ちは非常に分かるのですけれども、先ほど言ったとおり子供が減ってくると先生が減るということで、部活動をつくれる数も顧問がいなくなるので減ってくる。なので、絞るというような状況になっていきます。地域移行になると部活動という形ではなくなっていきますので、そうなってくるとまた考え方が違ってきまして、教育課程外の活動ということになってくるので、先ほど言ったとおりそうすることによっていろいろ波及してくるので、デリケートな問題があるので、慎重に考えないとならないなというふうにこちらでは考えているところです。

○委員（斉藤優香君） 何点かあるのですけれども、今おっしゃった地域移行は部活動ではないということは、子供たちは地域移行のチームに入ってしまうと中体連とかには出れないということになってしまうということなのではないでしょうかということと、あとやれる部活、やれない部活の線引きというのは学校で方針的に決めて、今回森中は陸上部がなくなるのですけれども、ただ陸上をやりたいという子供たちはいる中で、その子供たちを地域移行で地

域で指導してくれる人がいれば、部活として誰か先生をつけてくれれば復活ができるのかとか、あとバレーボールもそうなのですけれども、今小さな子供たちはすごくバレーボール盛んにやっているのですけれども、この先中学校に行ったときに部活がないってなると、そのまま地域移行のまま部活で中体連に出れるかとか、その問題が結構重要ではないかなと思うのです。やってくれる先生がいるうちはそういうことに対しては考えないけれども、やってくれる先生がいないってなった途端に、ではどうしようか、それとも地域移行かとかって言っている間に、子供たち3年しかないの、あつという間に何もできない、やりたいものができないということになってしまわないかという心配があるのと、あと地域クラブ活動ってなった場合どこまでの地域を指して地域クラブ活動、イメージ的にはやっぱり砂原と森というイメージもあるのですけれども、それすらも人数が少なくなった場合、七飯、八雲とか、そこぐらいまでの範囲も地域クラブ活動として認めていくのかということと、あともう移行しているというか、森町は既に剣道とか、そういう意味ではある意味実績があるというか、剣道は部活はないのですけれども、地域的にあれして部活に出ているのです。部活があるのですか。

(何事か言う者あり)

○委員(斉藤優香君) 顧問がついて、それが何か私は地域移行しているのだろうというイメージだったので、そういうことが可能なのか。あと、バドミントンとかも地域と少年団からずっとやっていくということが行われているので、その取組をうまい具合にほかの部活にも入れることができないのかなというのと、あと拠点校が森の場合は森に行けばいいのですけれども、その拠点校が例えば他校、森町ではない他校に、クラブというのですか、部活というのですか、になった場合は町で何か交通費とか、そういうものを考えたりとかということもあるのか。中学校にない部活は合同になれないのかということ。

それと、3月26日に第1回目が行われたと思うのですけれども、この次、これって割と近々な問題だと思うので、この先どのように何回ぐらいやって、どんな内容を決めていこうとしているのか教えていただければお願いします。

○学校教育課長(坂田明仁君) まず、中体連の関係なのですけれども、この地域クラブ活動の移行に伴って中体連のほうでも地域クラブについて参加を認めているような形になっております。剣道の話さっきありましたけれども、今年から森町の剣道については部活という形ではなくてきっちり地域クラブという形になっております。なので、学校のほうの顧問はいない状況でやっています。それについても中体連に参加して活躍しているところ。

拠点校について森町から外れた形で今後なっていく可能性もあるのかという話なのですけれども、生徒が少なくなってそういうことがあれば、拠点校になってくれる学校が受け取ってくればその可能性もゼロではないというふうに考えております。

交通費については、今のところこちらでは考えておりません。今回先ほど話した砂原地区から森中学校のほうに部活動をしたいという生徒についても、保護者が送迎するとか

という制約をつながりながらやるような形になっております。

部活がないところについては、合同部活動というふうにはならないです。顧問がいなくて合同というふうにはならないので、それぞれの学校に。なので、顧問がいなければ拠点校で受けるのか、そういう状況になる。ほかの学校と組むのであればそういう形になってくるといふふうに思います。今の状況です、中体連の関係で。

あと、次の会議の内容なのですけれども、先ほど言った中学校の拠点校の問題とかも今回か校長先生とかと話ししながら詰めている状況ですので、それがまとまったら、またちょっと協議会を開いてこういうふうに移行するというところをお話しさせてもらったり、協議会の委員の中に少年団の方だとか、今スポーツ協会ですか、その方とかも入って文化協会も入っていますので、そのほうの状況を聞きながら、本当に一気に進むことは難しいというふうに考えていますので、先ほど言ったバドミントンとかであれば子供に教えたりとかもしてくれているので、移行はできるかなとかいろいろありますので、できることから本当にやっていきたいというふうに考えています。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 先ほど剣道は別になって、中体連に顧問がいなくても出れるってなったっておっしゃいましたよね。であれば、顧問がいなくても中体連には出れるって解釈していいのですか。それとも、さっきその後説明されたときには顧問がいなくても部活動はできないってなったのですけれども、地域で指導してくれる方がいればそれができるのかということと、あと例えば森町だけの範囲を限定してでも、砂原と森は自由にやっぱり部活に参加できるというのをある一定の部活ではなくてしてあげるというのも大事、まずは取っかかりとしてやりたいことをやれる。砂原の子は森に例えば部活があるのだったら大丈夫なのだよって言ってあげるといことからやり始めるということとは不可能なのかなと思うのと、野球とかサッカーは合同で、それは10年ぐらい前からサッカーとかは合同でやれているので、それはできるのではないかなと思うのですけれども、その場合にさっき保護者の送迎で交通費も出さないというのであれば、もちろん砂原と森限定になるかと思うのですけれども、放課後のスクールバスを出してあげて連れて行ってあげる。今はどうか分からないのですけれども、昔うちの子たちが部活やっていた頃は、砂原は砂原のスクールバスの範囲で、森は森のスクールバスが行ったり来たり、例えば合同で試合に行くと、森中で降りました。そしたら、砂原のスクールバスが待っていて、砂原の子は砂原に運ぶみたいなことだったのです。そういうルールみたいなのがあって、砂原に迎えにも行けないし、砂原の子は砂原のバスが森中に送って行って迎えに来るといことをしていたのですけれども、今でもそうなのかなと思って、その辺りも合同でいろんなことができればいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほど言ったのが剣道についてはもう地域クラブ化しております。なので、学校に顧問がいなくても大会に参加できるということです。部活ではないです。

○委員（斉藤優香君） 部活ではないっていったら、中体連に出ても優勝、森中学校にはならないということですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） そうです。剣道少年団。

○委員（斉藤優香君） 少年団のまま。

○学校教育課長（坂田明仁君） はい、新聞とかもそういうふうになっている。

○委員（斉藤優香君） 森少年団のまま大会に出る。

○学校教育課長（坂田明仁君） という形になっております。今回渡島で勝ったときの函館新聞とかもそういう形で紹介されていたかというふうに思います。

あと、森、砂原中学校、自由に部活できないかということなのですが、先ほど言った拠点校だけでも学校で受けてくれるか受けてくれないかという協議が大変必要な状況で、受けてくれるところの先生が受けてくれるって言わないと無理です。部活動というのは必ず置かないとならないということでもないので、自分たちの学校の生徒だけでも、言い方悪いですが、手いっぱいだってなれば受けてくれないですし、受けていいよってなれば対応はできるのですけれども、簡単に自由にこっちの部活がないからあっちに行くのだというのは非常に難しい状況です。

スクールバスの関係なのですけれども、中体連以外でも試合だとかについては年何回とかという決まりを設けてバスは出していますので、合同でも。その辺は、全く出していないということではございません。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 受け入れるか受け入れないかは、拠点校というか、相手側が決めるって言ったのですけれども、その交渉はPTAがしなければならない。どこに希望を出して、例えば学校分らないではないですか、砂原にない部活が森はあるけれども、先生、そっちに行きたいのだという子供たちの声というのは誰が拾って、それを誰が届けたり交渉したりするというのはどういう仕組みになっているのでしょうか、お願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） 今両校長と協議しているのですけれども、それについても要綱を今考えている状況です。これについては、今進めているのは生徒のほうから通っている学校の先生にこの部活動がしたいのだということで要望があって、それが砂原中学校なのですけれども、砂原中学校から森中学校のほうに話があって、こういうことがあるので、拠点校できないかということで進めています。ただ、学校同士でやるのはちょっと大変なので、一回教育委員会でも砂原中学校でそういうことを受けたら、うちのほうでもらって一緒に話するというような形の今要綱をつくっているような状況です。

○委員（斉藤優香君） 一番最初のあれなのですけれども、やれる先生がいるかないかによって子供たちってやれる部活が決まってしまうのですけれども、その辺り森で盛んにやっているけれども、指導者がいないっていった場合は事前に教育委員会に、今回もう指導する先生がいなくなるのですよ、いなくなりそうなのですまない、人事なので何とも言えないと思うのですけれども、そういう相談というか、なるべく子供たちにやる機会を

失わせないための対策みたいなのかは今あるのか、それともそういうことは考えていく
あれがあるのかというところ、すみません、お願いします。

○教育長（毛利繁和君） 本当に複雑な話なのです。今の人事絡みのところまで何とか話
を持っていきたいと思いますけれども、そもそも学校の教員の勤務が超勤4項目というの
があつて、超過勤務を校長の権限で命じることが限定されています。実習のこと、宿泊学
習のこと、それから会議のこと、それから生徒指導等諸問題が生じたとき、ここに部活動
はないのです、実は。そうすると、教員の勤務は朝結構早めですので、大体8時から始ま
って7時間45分、休憩時間途中45分挟んで7時間45分です。したがって、大体4時半ぐら
いになるともう勤務終了時間になります。勤務終了時間から超した分については、先ほどの
4項目が原則校長が命じることができる勤務になります。つまり部活動は、そこには入っ
ていません。したがって、4時半以降の部活動は、実は勤務からいうと成立していないの
です。

どういう意味かという、完全なボランティア状態なのです。だからといって平日やっ
て賃金が出るということもありません。全くのボランティア状態です。でも、千葉委員が
おっしゃったように子供にとって有益なことも多々あることから、先生たちがボランティ
アという状態であっても、やっぱりこういう活動したほうがいいですよねって言って盛ん
に日本でずっと戦後行われてきました。ただ、子供の減少、伴って配置される教員の減少、
子供の減少に伴って結局部活動が成立する、しないも危ぶまれるような状態に今陥ってき
ている。プラス教員の過密な労働が問題になって、こうして国からもある一定の指針が出
てきているという状況です。そうすると、学校部活動から地域クラブ化へということでは、
部活動と地域のクラブということを明確に分けないとなかなか今出ている問題の議論が成
立しないと思うのです。

先ほど来、例えば合同で部活動を組んだらいいかというのはあくまでも学校の部活動を
前提にした話なので、今は学校の部活動ではなくて地域にクラブを置くことでその指導者
が学校の教員に頼らずに活動が成り立つようにしていかなければなりませんよねという、
根本的にはそういう話になります。ですから、以前よく人事異動で例えばサッカーの先生
が今回転勤せざるを得ないときに別なサッカーの先生異動できませんかというのは表向き
一切ない話で、たまたま都合よくそういうことがあったのであつて、現状を申し上げると
部活動を理由にした人事異動というのは今はほとんどないです。やっぱり教科ですから、
学校の根本の業務というか、授業の教科ですから、それから今まで何十年にもわたってそ
うやって行ってきた学校の部活動で結局さっき言ったみたいに人事がうまくいけば、何か
分からないけれども、うまくいけば専門性を持った指導者が継続しているわけですが
でも、さっき言ったように部活動が人事異動の根本条件にならない以上は誰かがやらね
ければならない、学校の中で。そうすると、専門家でない人がやる。その結果何が生ま
れているかというのも国ではやっぱり把握してしまして、要は事故が増えるのです。専
門家がやった場合と専門家でない人が指導した場合で、やっぱり事故の比率が高くなる
のです。で

すから、子供の安心、安全の観点からもなかなか難しい問題だなというところは感じております。ですから、先ほど言ったようにもし中学校の部活が残るのであれば、勤務時間内だったら、さっき言った4時半までの時間内だったらこれは部活動という活動できるのですけれども、それを過ぎてからというところ、ここをどうにかしなければ駄目ですねというので、休日からまず手をつけましょうということで今回の議論が始まっているわけです。

そういう中で転じて森町を振り返ったときに、斉藤委員がおっしゃったように、例えば森だけのエリアで成り立つのって、この話というところ、成り立たないですね、やっぱり。受皿とか指導者をこの森町の中だけで準備するということは、この間の協議会の皆さんの率直な意見も聞いたところですが、なかなか私やりますという人はいないよねと。何々団体とかありますけれども、あんまり直接絡むとまずいから、例えばソフトボール少年団というのが仮に森町にあったとして、今まで小学生を教えていたのだけれども、中学生も一緒に教えてもらえないかというふうに仮に言ったとしても、うむとなるのが正直なところなのです。だから、まずいいよ、うちはやるよって率先してもう何年も歴史的に行ってきたのが実は剣道だと思うのです。剣道は今回地域クラブとしても登録したので、大会等もその地域クラブの名前で出ている。それから、陸上部がなくなるという話も出ましたが、陸上部はなくなるのだけれども、実はそれは伏線で、地域クラブをつくらうと着々と今準備をしている人間がいると、学校の教員と地域の人がそこに指導者で入る予定で今準備しているのです。そうすると、切れ目なくそのほうに子供たちつながるし、町内どこの子供が来てもいいですよという構えでそこはいますので、だからそういう形が今1つ、2つとできていくことは予想はしたいのですけれども、何分そういう指導者の考えとか気持ちがないと成り立たないので、そこで実はすごく苦しんでいます。

それから、サッカーとかバドミントンの話が出ました。確かに一緒にやっているのですけれども、野球も大なり小なりそうなのですけれども、実はそれでも1つ、2つと団体があって、では一緒にみんな併せてやろうよというところ、そうもならないのですよね、これも。それから、一緒にやろうとしたのだけれども、やっぱり別々にやろうよってなったりもする。だから、やっぱり指導者の気持ちというのが、考えとか、そこら辺が物すごく大きく働いているのは、今日千葉委員から出ているように楽しんでやりたいのだとか、勝ちたくてやりたいのだという、また保護者なのか子供なのか分からないけれども、そういうニーズもあって、極めて複雑な状況に今陥っています。だから、剣道はすごく好事例だと思っています。それから、これからできる陸上のクラブも非常に好事例になると思いますし、本当にそこに地域の方が入っていただくので、非常にいい状況だなと思っています。

それから、今日冒頭説明したように中体連の大会に出るための拠点校方式とか、合同部活動は突き詰めていると、だから大会に出なければ別にどうってことないのですよ、形は。ただ、みんな大会に出たいからそういう形を組むのであって、それもゴールではなくて、やっぱりさっき言ったように剣道、これからできる陸上あたりはゴールとして考えているということです。ただ、結局は受皿の問題、それからもし指導者に賃金が発生する

というような状況になったときの賃金について、ほかの習い事と同様の考え方で受益者負担という考え方になるのかどうなのかというところもかなり煮詰めていかなければならないという、正直言って本当に苦慮しています。そうそう簡単にいかず、都市型がうまくいっているのは、千葉委員おっしゃったようにそこに企業がついていたり、それからスイミングスクールなんか考えると月謝を払ってそれで子供たちが集まって活動をするとか、そういう民間で成り立つような状況であればいいのですけれども、ここに民間が誰か来て森の子供たち集めてという、採算が取れないというふうになってしまうとかなかなかそれも難しいだろうと、そうすると最後に、斉藤委員おっしゃったようにエリアをどうするのだという話にもなっていく。現に函館に通っているお子さんもいます、現実に。それから、八雲から森に通っているお子さんもいたりしました。そういう様々な形態の中で、今はどっちかという、結論から言うと受益者負担みたいな状態が一部生まれているのは確かです。実は協議会やったときもみんな行き詰まってしまって、なかなかこういけばいいではないかってならなくて、それで逆に学校の先生から出てきた案と一緒にできる部活動は一緒にまずやろうよというような意見でこの拠点校方式で、今バスケットだったけ、進んでいたりしている状況です。ただ、それもゴールではないですよという確認はしているところで、これからも私たちスムーズに進む自信はないですけれども、この問題少しでも進めたいと思っていますので、ご理解とご協力をお願いします。

○委員（伊藤 昇君） いっぱいお話して、何だかよく分からなくなっているのですけれども、例えばこの資料でももらっているのですが、指導者の確保だとか研修会という表現も出てきているし、これ所管課としては今までずっと聞いていると学校教育でもないような気がするのです。そうなりますと、指導者を研修なり、それからお願いするってなると社会教育課なり体育課なり、今でも体育指導員なり、それからスポーツ推進委員だとかいろんな言い方はあります。それから、少年団にしてもいろいろな指導者に対する講習会を経て指導者になれるという、そういうこともありますし、ですからこれをいかにどこで所管をしていただいてというのは、なぜかといいますと保護者のまず理解を得るのだということが大前提だと思うのです。今まで言っているのは、例えば教員の働き方改革で休日に教科指導はしませんよね。それと同じようなことが出てきているのだと思うのです。ですけれども、例えばけがをしたと、その場合にこの指導者の方々が責任を取るのか、どこでその責任を持ってくれるのかというのがやっぱり保護者にしては一番心配なわけです。ちゃんとした手だてをしてくれるのかどうなのか、重篤なけがなんかした場合には将来的なことだってあるわけですから、その辺りの組織、せつかくこの協議会をつくって要綱の制定して、3月に委嘱どおりやったのかもしれないのだけれども、その中身がちゃんとしているのかどうか、その辺り教えていただきたいのと、それから必ずこれは予算化が出てくる話ですよ。これから進めていくという話ですから、そうしたらどこが所管になってそういうもの全部網羅していくのかということとは、体育もあれば社会教育もある、学校教育もあるってなったら、どこがどうなっていくのか。トップは分かりますよ、教育長だ

というのは分かるけれども、ちょっと理解に苦しむのかなと、その辺りはどういう考えなのか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

どこが所管かということで、この協議会つくるときもかなり迷ったところなのですが、部活動からの地域移行ということで、まずは学校教育課のほうでやろうかという話になりました。地域移行した段階では、それぞれ文化については社会教育、スポーツ系については体育課というふうな形でやっていく形になると思います。この協議会の中にも、学校教育課だけではできませんので、委員として体育課長と社会教育課長も入って今回協議しているところです。

この協議の内容どういうふうなことでしたのだという話もあったのですが、先ほど説明させていただいた現状だとか、子供がどういうふうになっていくかだとか、部活についてはどういうものがあって各学校でこういうのあって人数はこのくらいだよという説明だとか、あと地域移行に関する説明をさせていただいております。その後それぞれの団体のほうから話を聞いて、どうかという話は、いろいろ要望というか、こうしたほうがいいのかという話はしたのですが、教育長が先ほど言ったとおりに煮詰まらないような状況です。どうしたらいいのだというのがやっぱり大きいので、2回目、3回目になってくるとほかの町でもちょっとずつ出てきているので、話はもうちょっとしやすいのかなというふうに考えております。

あと、予算の関係も将来的にはその所管になった課が予算組んでいくような形になるのではないかなというふうに思っております。

あと、けがとか、そういうものしたときの責任はどうするのだということなのですが、やはり地域移行するということはその指導者という形になります。今まではスポーツ振興センターの保険使えましたが、地域移行になりますと別に保険を掛けて対応していただくという形になります。

以上です。

○委員（伊藤 昇君） 1点だけ、すみません、簡単に。移行していくのだということで、これは国、道からの指導というか、今方針の中で決まっている話だから、だんだんこうなっていくのは分かるのですが、指導という部分で、これは部活動というのはあくまでも教育の一環で、団体生活に触れるとか、そういうところも1つにはあったのだろうと思うのです。民間のいろんな研修しっかりしない中でそういう生徒さん、今度地域移行しますから、皆さんどうぞお願いいたしますだけでは、教育という部分からすると果たしてどうなのだろうかと、その辺りは教育委員会としてしっかりとした研修なり、そういうこととして、そういう任になってもらいながら生徒さんに指導していくということも必要になってくるのだと思うのですが、どうですか、教育長、どちらでも結構です。

○教育長（毛利繁和君） 実は、先立ってかなり遡るのですが、外部コーチという制度を、中体連の大会に出るためのとか、日常の練習をするための外部コーチ制度

というのを中体連でつくったのです。これは行政がつくったのではなくて、中体連という組織がつくったのですけれども、そのときにも全く同様の、委員ご指摘の同様の懸念があちこち生まれまして、現実にごく野球は得意なのだけでも、そういう子供の指導ってなったときには全く今まで経験のない方が、学校に専門家がないためにそういう方が来て指導するというような事態は当初やっぱりいろいろ問題が起きまして、指導の厳しさとか、とにかく勝つためにというようなことも含んで。ですから、その後中体連がつくった制度、中体連で研修をしましょうというふうに中体連で動いたのです。今回が地域クラブ化したときに、さっき伊藤委員ご指摘のように所管が最終的にどのような形にするのが一番いいかというのは、申し訳ないのですけれども、今結論は出ていないのですけれども、やっぱり併さった形ですから、そういう中で国とか道の制度を使って研修ということは組み込むことになっていきますので、私やる気ありますと、ではあなたにお願いしますと、地域クラブの指導お願いしますという単純な進み方もまたできないと思うのです。そういう点では、成功事例としてさっき挙げた剣道の方々とか、この方たちはスポーツ少年団の指導ということで既にそういう研修を経てから資格を取っていますので、安心なのです。だから、今後もそれが少年団という制度の延長線上ではなくても、全く地域クラブということであっても指導者は何らかの研修を当然受けてから指導に当たっていただかないと本当にいろんな懸念だらけの活動になりますので、そこら辺は慎重に確実に取り組んでいきたいと思っています。

○委員長（佐々木 修君） ほかにございますか。

（何事か言う者あり）

○委員長（佐々木 修君） ちょっと待ってください。もう一件、学校教育の中でもう一つございますので、そして冒頭開会前にお話ししたように2時半で学校教育打ち切りますので。

（「分かりました」の声あり）

○委員長（佐々木 修君） では、この辺でよろしいですか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（佐々木 修君） 機械的にももの片づけるという状況の話でないので、また折を見て。

（何事か言う者あり）

○委員長（佐々木 修君） そうです。そう思っております。

それでは、森町地域クラブ活動検討協議会の進捗状況については以上をもって終わります。

続きまして、令和6年度の閉校庁舎と閉校備品の管理、利用状況についてを議題といたします。

坂田課長から説明を求めたいと思います。

○学校教育課長（坂田明仁君） 令和6年度の閉校庁舎と閉校備品の管理、利用状況につ

いてご説明いたします。

3ページをお開き願います。まず、閉校庁舎の状況についてご説明いたします。駒ケ岳小学校及び尾白内小学校は令和6年3月31日をもって廃止し、閉校となっております。表では駒ケ岳小学校及び尾白内小学校、それぞれ建築年、構造、面積を記載しておりますので、ご参照願います。駒ケ岳小学校、尾白内小学校とも耐力度調査、耐震診断を実施した結果、構造上危険な建物であることが判明したため、教育施設として今後の利活用の見込みはありません。2校については、今後行政財産から普通財産へ移管する予定です。

次に、閉校備品の状況でございますが、駒ケ岳小学校及び尾白内小学校にある備品について有効に活用するため、森町立学校、幼稚園の担当者を集めた見学会を開催し、所管替えを実施する予定です。見学会につきましては、来週30日に行います。また、公共施設等に要望等があった場合にはその必要性に応じて配分する予定です。

以上でございます。

○委員長（佐々木 修君） ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑のある方はどうぞ。

○委員（斉藤優香君） まず、普通財産になった場合、可能な利用、民間への売却とか賃貸とかも考えられている、教育委員会が答えることではないのかもしれませんが、その辺りと、あと30日に見学会をされる。そのときというのは、備品のリストみたいなというのは作成されて、その後譲渡された後に残ったものは、例えば公民館もそうなのですけども、町会とかでも使いたいものがある場合そういうところにお知らせが行って、各町内会で備品が、手挙げることができるのかとかということを考えていらっしゃるのかなというところ。その後さらに残ったものというのは、使えるものですよ、壊れたりとかというものはもちろん廃棄になると思うのですけれども、使えるものはその後どうしたあれでいくのかを教えてください。

○学校教育課長（坂田明仁君） 建物についてどうしていくかということなのですけども、その辺については学校教育課のほうでまだ全く検討しておりません。

備品については、先ほど言いましたとおり各小学校、中学校、幼稚園にまず見てもらって、必要なものがあれば、次年度以降買いたいというものあれば、予算つけなくてもいいので、まずもらってもらって、その後役場内でちょっと話をし、町内会で必要であれば住民生活課から話来るとお思いますので、そちらを通すような形で、こういうものがあるのでどうかとか、一緒に見てもらおうとかしながら備品については有効活用していきたいというふうに思います。

残ったものはどうするのだということなのですけども、これについてはなかなか無償でくれてやるとか、そういうのは難しいような状況ですので、取りあえずその後使うことがあるものであれば取って置くような状況になってくるのかなって思います。

以上です。

○委員（斉藤優香君） もう使えるところに有効活用されているものもあるとは思っているので

す。例えば学校で使っていた扇風機とかというのは今まさに欲しい学校なり施設なりがあると思うのですけれども、その辺りというのはこの30日の見学会を待たずに皆さんにはもうお知らせして使えるものを使うようにされているのかとか、あと季節によって今スキーもらってもとかということもあると思うので、この先その小学校がどうなるか分からないのですけれども、それを保管する場所というのはそのまま小学校に置いておくのか、それとも今石倉、石谷というのはまだ比較的新しくて保管場所にもなるのではないかと思います。そこに移して行くのか、そこをお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

実際扇風機などについては、既に保育所のほうにお渡ししたりとかしながら有効活用させてもらっています。

あと、残った備品についてその場所に置いておくのかどうかということなのですが、多分備品の量って結構な量になると思いますので、契約管理課と相談しながら保管の方法を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（斉藤優香君） 例えば家庭科室にあるものとかというのは、黙って置いておいたら本当にさびて使えなくなったりとか、ほこりかぶって使いものにならなくなってしまったりするものがあると思うのです。そういうものを事前に、机とか椅子とかはそのまま置けても、そういういろんな、炊飯器とか例えばあると思うのです。そういう、賞味期限ではないのですけれども、消費期限という、何かそういうものがあるものというのとほかのものも同じように考えていられるのか、備品の扱いとして。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

それぞれ1つずつというのはなかなか難しい状況だと思いますので、一律に検討するという形になると思います。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 今後児童生徒が増えることはない、どちらかという減っていくほうという、先ほどのお話もありましたよね。ということは、残した備品は出ていくことってまずほとんどないのではないかなというのがあるのです。それだったら、民間に譲渡は難しいなら売却、売却でも普通の値段だったら買わないかもしれないので、使ったものですから、それだったら安くというような、安価な値段で民間に下ろすとかというような進め方をしていって、教育委員会が持っているそういう学校の備品、どれだけあるのかちょっと分からないのですけれども、そういったものを減らす意味でも、まして民間に有効活用してもらうためにもそういう進め方をしてみたいかがでしょうか、どうですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

なかなか難しいのが、財産の交換、譲渡とかの条例があるのですけれども、その中に公益上の必要に基づきということで無償の譲渡だとか減額した形、安くした形でやることは

できるのですよというふうになっています。この公益上の必要というのはどこまで認められるかという部分があります。仮に学校教育課でこれは公益上の必要があるのだということで私人に渡したとして、実際議会から指摘あった場合、本来であれば議会にかけないのではないのですよ、無償の譲渡だとか減額した形でやるという場合。この前、ああいう感じでやるってなると手続が非常に難しいなと考えていて、それぞれ答えるのも大変な状況ですので、ちょっと厳しいかなというふうに考えております。

以上です。

○委員（千葉圭一君） すみません、そうしていくと、想像ですよ、備品ってどれだけたまっていくのですか。私処分する備品と残しておく備品はよく思いつかないのですけれども、そちらで考えていらっしゃるものが。それをどこにどういうふうにしまっているのかもちょっと分かりませんが、そういう閉校して残っている備品が民間の方々が例えればもし払下げもしくは安価で譲ってくれるのだったら使いたいという意向があるのであればそういうことを考えてもらってもいいのかなというふうに思ったものですから、私ちょっと質問させていただいたのですけれども、難しいとか難しくないかというのは簡単な方法でできることをそちらで考えてもらえればいだけであって、そんな難しく考える必要はないのではないですかと私は思うのですけれども、いかがですか。

○委員（斉藤優香君） 函館市とか札幌市とかは無償譲渡をもう会を開いて何回もやられているので、もしやる気があればそういうところ、やっているところを参考にさせていただければ、備品もかなり皆さんのところに昔一部鷺ノ木小学校では普通に町民に譲渡したという前例もあるので、森町としても。それでも何ら問題はなかったと思いますので、そういうのとかも考えてもしやる気があれば考えていただければと思うのですけれども。

○学校教育課長（坂田明仁君） 備品の有効利用には非常にいいかと思うのですけれども、公益上の必要に基づきというので、皆さんのご理解が得られるのかどうかというのが私としては非常に考えが難しいなというのがあるのです。日にち決めてこの日という話はあったとしても、何でこの人だけに渡すのだとか、何かいろいろ出てくるというのが怖い感じがするのです。なので、まずは町内会だとか公的な機関に渡したいな、まずは見てもらって渡したいというふうに考えていました。

○委員（河野 淳君） 私別な意見もあるのですけれども、やっぱり町の備品なので、税金で買った備品なので、例えば安く渡すとかただで渡すというのは何らかの理由がないと、もらった人はいいいけれども、それ以外の人にも税金は払っているのです、よろしくないと思うのです。意図的にその人に渡したのだろう、みんなの税金で買ったやつなのという話になると思うのです。一般的には、例えばヤフーさんとかでオークションとかで売るという場合は値段に、競り売りするので、それは無償譲渡ではなくて競り売りという形なので、議会の議決は必要ないと思うのですけれども、学校の備品をそれ全部できるかというところちょっと現実的ではないと思います。今までは行政財産の中の所管替えで済む部分でやってたと思うのですけれども、確かに財産は残りがちになると思うのですけれども、その

辺今後どうしていくかというのは、閉校が続いてきたので、課題としてどのように考えていますか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

今河野委員からあったとおり、備品については残りがちになってくるかなって思います。ただ、今まで町内会まで声かけてやったかというところ最近はやっていないような状況です。まずは町内会の備品もかなり古いような状況かなって思っていますので、そちらで少しでも渡せるものというか、あればそういう形で対応してやっていきたいとします。それでもまだきっと余るものは余ると思うのです。そうなったときに、河野委員言ったとおり学校の備品というのは莫大なので、競り売りといういい方法もあるのですけれども、面白いなというものもあるのですけれども、どこまで対応できるかなというところもあってなかなか判断難しいような状況です。

○委員（千葉圭一君） 提案なのですけれども、教育委員会だけというふうにするからなかなか難しいって思ってしまうかもしれません。これを町の役場全体で持っている備品を役場市と買って行って役場の備品を安く売る、そういう市場みたいなものをつくって町民に来てもらって必要なものを買ってもらおうとか、部分的な部署のだけでいくと大変だったらそういうものを各部署から出してもらって一括で議会を通してやってみたらいかがですかというのが私の意見なのですけれども。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

それぞれの所管で行政財産として持っている備品ありますので、まずやはりそのところで1回はしっかりと処分の検討をしていただくと、それがまた普通財産のほうに移管するということになった段階で、それが役場市というところがどうなのかということは今ちょっとお答えできないのですけれども、一番重要なのはそれがやっぱり公益上の必要があるかどうかということが問題になってくるということですので、そのところしっかりと検討した上で今後考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員（千葉圭一君） 公益上の問題というのは私もこの間のフリーザーの件で勉強させていただきましたけれども、森町の条例でそれに公共性がなくても議会を通せば、譲渡だったか売却だったかちょっと忘れちゃったけれども、できるというふうな条例がうちもあったのを保健福祉課の課長が見せてくれました。だから、問題はないのだということで私に話をしてくれました。ということを考えたら、何が言いたいかっていったら、確かに私たちの税金で買ったものなのですけれども、でも最終的に無駄になって腐朽して処分するのだったら、それだったら多少手続が面倒なら、もっともんでもらってもっと簡素化できるようなものにしてもらって議会に諮って、民間に対して募集をかけて、必要な方がいらっしやったらということ募集をかけて、今回のフリーザーと同じような進め方でいいのですかと思っておりますけれども、いかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えします。

そこで全体的な議論が必要になってくるというふうに考えていますので、そのこのところは、この場終わったら持ち帰って庁舎内で、こういう議題に上がったということでちょっと会議開いて何かいい方法がないかということを知恵を絞っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（佐々木 修君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（佐々木 修君） なければ、令和6年度の閉校庁舎と閉校備品の管理、利用状況についてを終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時15分

○委員長（佐々木 修君） 次に、体育課、生涯学習課関係の調査事項を行います。

町内のプール施設の現状についてを議題といたしますが、まず現地調査を行うため、移動したいと思います。関係資料をご持参ください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 3時10分

○委員長（佐々木 修君） 休憩を解いて会議を開きます。

町内のプール施設の現状について木村体育課長より説明を求めます。

○体育課長（木村忠公君） それでは、資料についてご説明いたします。

資料は、表紙をめくっていただき、町内プール施設の管理運営状況についてを御覧いただきたいと思います。資料左側に森町民プール、右側に森町ファミリーヘルスプラザ、各施設の概要について記載しております。

初めに、資料左側の森町民プールについてですが、（1）、施設の概要といたしまして、施設名称は森町民プール、施設用途は遊泳施設、施設所在地は森町字清澄町23番地となっており、施設の延べ床面積につきましては記載のとおりとなっておりまして、竣工は昭和47年8月となっております。開館期間は7月から8月の2か月間開放しておりまして、休館日は月曜日、月曜が祝日の場合は翌日となっております。開館時間については記載のとおりとなっております。プール遊泳箇所につきましては、先ほど皆様施設の視察をしていただきましたが、一般遊泳プール及び児童用プールの配置をしております。

次に、（2）、施設の維持管理費として令和5年度の維持管理に係る主な経費を記載し

ておりまして、総額で114万4,000円となっております。内訳につきましては、記載のとおりとなっております。なお、令和5年度は森町民プールを開館することができなかったため、施設器具点検委託に係る経費等が主ななものとなっております。

次に、(3)、施設の管理状況についてでございますが、遊泳監視につきましては監視員、会計年度任用パート職員が対応しておりまして、施設清掃につきましては清掃業務委託業者が対応しているところでございます。

次に、(4)、利用状況についてでございますが、令和元年度から令和5年度までの5か年分を記載してございます。令和2年度と令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症感染対策のため、また令和5年度につきましては施設器具不具合のため、開館することができなかったところでございます。

続きまして、資料右側の森町ファミリーヘルスプラザについてご説明申し上げます。

(1)、施設の概要といたしまして、施設名称は森町ファミリーヘルスプラザ、施設用途は遊泳施設、施設所在地は森町字砂原西4丁目267番地1となっております。施設の延べ床面積につきましては記載のとおりとなっております。竣工は、昭和61年9月となっております。開館期間は7月から8月の2か月間開放してございまして、休館日は森町民プールと同じく月曜日、月曜が祝日の場合は翌日となっております。開館時間については記載のとおりとなっております。プール遊泳箇所につきましては、こちらも先ほどの森町民プールと同じく一般遊泳プール及び児童用プールの配置をしてございます。

続きまして、(2)、施設の維持管理費といたしまして令和5年度の維持管理に係る主な経費を記載しており、総額で339万円となっております。内訳につきましては、記載のとおりとなっております。

続きまして、(3)、施設の管理状況についてでございますが、遊泳監視及び施設清掃ともに業務委託業者が対応しているところでございます。

次に、(4)、利用状況についてですが、先ほどと同じく令和元年度から令和5年度までの5か年間分を記載しております。令和2年度と令和3年度につきましては、森町民プールと同じく新型コロナウイルス感染症感染対策のため、開館することができなかったところでございます。

資料についての説明は以上でございます。

○委員長(佐々木 修君) ありがとうございます。

ただいま説明をいただきました。これについて質疑がありましたら、どうぞ。

○委員(河野 淳君) いずれのプールも施設建設から50年、40年経過して森町民プールについては隠蔽配管も露出させているような状態になっているところを見せてもらったのですけれども、多分これを大規模改修とかで改修するというのはちょっと難しい感じがするのですけれども、長寿命化計画読んでもそこまで深くは書いていなかったもので、今後のどうするかという部分について、例えばこのままこの状態でいくのか、それとも例えばプールをどちらかを新しく更新していくのかという、現時点で何か言えることとかあればそ

の件教えていただきたいと思います。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

今委員のおっしゃられたとおり、森町民プールに関しては築50年以上、砂原のプールにつきましても38年たっているような形でして、やはり経年劣化が著しい形になってございますが、長寿命化計画でも同じような部分は確かに指摘されておりました。やはり経年劣化、全体的な部分で経年劣化を指摘されまして、ただその段階で今までもその形できたのですが、施設が毎年問題なければ利用されるということを考えて上での利用状況及び町の財政状況等も鑑みまして、そのことを総合的に勘案すると当面は今の施設を点検、維持及びそれに伴う修繕等をしてしながら施設の維持というものを、箇所修繕等が大概中心になると思うのですけれども、機能改修をしながら何とか、延命という言葉が正しいのかどうか分かりませんが、森も砂原も施設を開放しながら、子供たちが中心になるのですけれども、利用を毎年できればという形で担当課としては考えているところでございます。

以上でございます。

○委員（河野 淳君） 分かりました。取りあえずは新しく更新ということではなくてなるべく延命していくということでやっていくという方針なのですけれども、去年でしたっけ、森町民プールのほう機械の不良で営業というか施設開けられなかったということで、多分延命すればするほどリスクというのは大きくなっていくと思うのです。突発的な故障とか起きるリスクは大きくなっていくと思うので、その辺例えば点検のちょっと頻度を多くするですとか、修繕のタイミングを早くするとかでなるべく子供たちに影響のないような形を取ってもらえると、急に泳げなくなったってなったら結構子供たちのハレーション大きいので、その辺のところの対応についてどのように考えていますでしょうか。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

委員ご指摘の部分は当然私たちも危惧しているところでございまして、今最低限点検等の施設器具に係るものはやっている状況でございまして、それ以外の部分でも年数がたっているお互いの施設なので、やはり新たに点検等を考えていかなければならない部分も必要なかなと思っております。ここ何年かやはり多いのですけれども、開けたり閉めたりという繰り返しをちょっと行ったもので、点検の段階では、開ける前なのですけれども、点検では問題ないよという形であったとしても動かしてみたらいきなり壊れたというものが最近多々多いのです。こういうことも、これ突発的なものなのでどうしようもないのですけれども、そういうのも何とか未然に防げるように、今おっしゃっていただいた点検等を増やせるものであれば増やしながら、早め早めの対策というものを打ちながら少しでも長く施設を使えるように心がけていきたいと思っておりますので、検討も含めて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（伊藤 昇君） ちょっと教えてほしいのですけれども、委託料で町民プールが61万6,000円、砂原のほうは215万4,000円なのです。中身を見ますと夜間のプール利用がないのですね、砂原のほうは。それで、なおかつ委託料が高くなっている。これというのはど

ういう内容なのでしょう。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

今伊藤委員お聞きの部分なのですが、あくまでもこれ昨年森のプールは通常開館ができなかった状況でございまして、最低限のろ過器等の点検だけをやった経費の総額でございまして。実際にこれに計上しています中身といたしましては、ろ過器の点検委託とボイラーの保守点検委託と、昨年であれば昨年だけなのですけれども、ろ過の循環配管の調査委託というものの3本が合わさった金額でございまして。右側のほうの砂原のほうは実際にかかった委託料なのでございまして、本当であれば開けているとこれにさらに屋根の張りつけの委託料が追加で入り、さらに清掃業務等も入ってくる形になりまして、この金額では当然収まらない形になって、これ実際の決算額という形で今回は記載させていただきましたので、その形で捉えてもらえればなと思っています。

（「決算額」の声あり）

○体育課長（木村忠公君） はい、あくまでも。資料として私いろいろ調べてはきたのですけれども、実際先ほど、すみません、繰り返すのですけれども、森のほうで114万4,000円が実際の決算額でございまして。令和5年度ベースなのですが、予算ベースでいくと547万4,000円を本来当初予算で計上していたところでもございまして。実際使ったお金というのはこちらの金額になってございまして、それでご理解願えればと思います。

○委員（伊藤 昇君） それで、ホームページなんかを見ましても砂原は夜間の開放しなとがっちり書いています。体育指導というか、町民の健康の部分ということをお考えすると、体育行政で片方のほうは夜間もあって、そして健康増進に努めると、一般の方がプールで歩くとか、そういう健康に対することもあるでしょうし、片方はないと、これ事業計画する上でなぜこういう夜間は使えないような計画をしているのか。昔は使えたと思うのですよ、砂原も泳いでいる方いましたから。なぜ今はこのような感じで、体育として一般町民向けにでもいいですから、何かそういう事業計画みたいなものをつくれなかったのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

明確な理由というものが、すみません、私でも。伊藤委員言っているとおり、多分過去は何かやっていたというお話は私も聞いたことは確かにあるのです。何の理由でそれを中止となったのかということは私も勉強不足でちょっとそこは分からないのですけれども、やはり今すぐ答えを出すことはできないとは思いますが、今委員がおっしゃられた趣旨的な部分ということをお考えするとこれから高齢化等進む中で、やれるやれないはちょっと明言はできないのですが、検討していくということはナイター化という部分も含めて必要な部分ではあるのかなとは考える部分はありますので、ちょっとお時間というか、いろいろと私だけでは結論が出せない部分も当然ありますので、貴重なご意見という形でお伺いさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員（斉藤優香君） 先ほどの河野委員と似ていると言ったらあれなのですけれども、

52年たって修繕で延命していくって言ったのですけれども、限界というものがあると思うのです。これ今回が決算だって言ったのですけれども、その前の年の通常やっているときは一体幾らぐらいかかっているのか、それに毎年修繕がかかってくるとなればこれを維持していくだけでも大変になってくるのではないかなと思うので、例えば5年後を、めどにとか、そういうような計画を今から立てていかないと使えるだけ使うというのはもう限界が来ているのではないかなと思うのと、あと以前水泳協会があつて子供たちにいろいろな体験、水泳教室もさせてもらったり、レクリエーションがあつたりとかという楽しみがあつたのです。それやはり今の子たちにも体験してもらいたいと思うので、水泳協会がなくてもできる方法、例えば一定の1週間だけ外部から来ていただいてやってもらうとか、1回のレクリエーションだけ企画するとか、何か子供たちが楽しめるようなことはできないのかなというのと、あとこの利用状況を見ますとたった1か月の間にこれだけ利用する施設というのは多分森町でほかに……

(何事か言う者あり)

○委員(斉藤優香君) 2か月で利用する施設ってあんまりない施設だと思うのです。だから、それだけ子供たちなり大人なりに利用価値がある場所と希望がある場所だと思いますので、この先きまる検討は本当に検討してもらいたいなというのと、結構常に壊れている状態、こっち直したらこっちみたいなのがが続いているみたいなので、それはやっぱり利用者に負担がかからないようにしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○体育課長(木村忠公君) お答えいたします。

先ほどの河野委員、斉藤委員のおっしゃっていることは重々こちらとしても理解はできるのですが、現段階での私からお答えできる内容としては、今の森町民プール、ファミリーヘルスプラザ、どちらも何とか今のまま維持したいということが、やはり原課としてはその考えが強い形でございます。そうなると修繕等もこれからもかさむという形もありますし、当然これからそういう部分も出てくるのかなと思うのですけれども、維持していきたいということがまずは原課としての考えでございます。

先ほど言っていた令和5年度で実際にかかった経費という形であれば、4年度が最近であれば森が通常で開けたという形なのですが、これでおおむね470万程度決算でかかっている形でございます。大体500万を中間にしたぐらいの上限という形になると思うのですけれども、この辺の維持はやはりかかるものなのかなとは、何年間かの状況も確認したのですけれども、開いているとこれぐらいはかかるような形です。ただ、かかる部分はかかるのですが、やはり直さなければならぬところは直さなければならぬということ、当然これは当たり前の話でございますので、その維持は森も砂原も逐一確認等をしながら、先ほどの繰り返しになる点検等を念入りにやりながら不具合が発生すればすぐ対応できるように進めたいということでご理解願えればと思います。

あと、以前やっていました水泳教室なのですけれども、コロナの関係もあつてしばらく

できておりません。これはこちらの理由になるのですが、水泳協会というのが昔は森町にございまして、そちらの協会の方たちが積極的に水泳教室を尽力をされてくれた部分があったのですが、令和2年度に水泳協会が解散になりまして、今その形を取ることが現状できない状況になってございます。ただ、先ほど言ったとおり子供たちのことを考えるとできれば、今年すぐは無理かもしれませんが、今後のことも含めて他の講師を呼んだり、レクリエーション的なことも含めて、これは予算的なことも当然絡みますので、一概にはすぐできるかどうかというのは何とも言えないのですけれども、場合によっては町外からの講師を呼んで何かをやるということもいろいろと探りながら検討を進めていきたいという形で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員（斉藤優香君） あの形を維持していくというのですけれども、森町民プールに関してはあの形が正常とは思えないのです。配管むき出しで、子供たちが、今はいつ何どき事故が起きるかというか、乗っかってしまったり、つまずいてしまったりというのは可能性もある、とても正常とは思えない形の修繕のままなので、あれを例えば配管を見えないように覆っていくような、覆っていくというか、台でも何でもいいので、やっぱりあの形はあまりよろしくないと思うので、もう少しあれを改善していくという考えはあるのか、あれで終わりなのか、ちょっとお願いします。

○体育課長（木村忠公君） 答えいたします。

今日皆様に森町民プールのほうは今回工事で設置しました配管の確認していただいているのですが、一応あの形で課としては、今日も当然開けていたのですが、極力あれにぶつからないような、今はコーンを置いたり、特に一番プールサイドで歩くところはスロープみたいなものを造りまして、極力邪魔にならないような形を取らせていただいて運営はしております。さらに、ちょうどプール槽に入っていく階段のところも必ず注意喚起の看板を起きまして、けがをしないようにという形で、今日は特にフリーの子供さんが多かったのですけれども、注意喚起を促しながら一応やっている形を取ってございます。つい先日までは学校の授業も多々使われていたのですけれども、やっぱりそこも先生たちにちょっと情報共有をした上で事故のないようにということで徹底してプールのほうを使ってもらっているような形でございますので、現段階ですとできればあの形で管理運営をしながら今後、今委員が言ったような当然危惧している部分は少しはあるのですが、状況を見ながらそういうことを検討も進めればなとちょっと思っていましたので、ご理解願えればと思います。

○委員（千葉圭一君） 私のほうから1つ、森町の町民プールのほうなのですけれども、先ほど斉藤委員からお話があったようにパイプ、正面のスタート台のところはコーンが置いてあって、ちゃんと棒があって立入禁止みたいなのです。サイドは同じようにはなっていないですね、そのまんまむき出し。昔は、あそこの横から出たり入ったり、何かしたりしていますけれども、あれは基本的にはさせない、やらせないという方向でまず指導し

ているのか。もしそうだったら、あそこの横のサイドというか、パイプのあるところはみんな立入禁止にして出入りする、入ったり出たりするところのあそこだけ1本に絞る。そして、そこはパイプに注意ではなくて、台か何か、カバーか何かをしていかないと森町の小学校の子供たちは分かっているからいいかもしれないけれども、入ってきた子供たち、それを知らない子供たちが逆にそういう注意喚起見ないでそのまま入ってけがなんかしたら困るから、そこの部分だけはカバーをしておいたほうがいいとかというふうには思うのですけれども、いかがですか。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

ちょうど真正面にぶつかる部分は、もともとあそこ飛び込み台がついていたところなのですけれども、特にあそこから子供たちが一番入る傾向が、階段を使わない子供が多いので、そのままぶんって入っていくような形なのですけれども、あそこもだから一番私たちはまず危惧してあの形で入れないような形を取りました。左、右に関しては、基本的には階段があります。階段というか、これですよ、ありますので、そこには注意喚起をして、基本的にはそれを飛び越えて入るということを正直想定はしておりません。モラルの部分にも該当はするのですけれども、ただ委員がおっしゃっているとおりあくまでも子供が中心であればということではないかなとは思いますが。となると、そんなの飛び越えてくる子供もいるのかなということで私は捉えたのですけれども、その辺は今日、明日ということですぐ対応はできないのですけれども、カバー等なりコーンのものを置いてそこを通らせないという形を取ればいいのかということも原課としても考えていきたいと思っていますので、ここは検討課題にさせてもらえればと思いますので、よろしく願います。

○委員（千葉圭一君） 質問ではないのですけれども、そこのサイドの部分、例えば休憩時間、1時間泳いだら何分休憩とかってありますよね。あれ子供たち遊んでいるとちゃんとあそこから、ちゃんとしたところから出入りするということほとんどないです。サイドのところにはぼんと乗ったりして、そこから出たり入ったりしています。私どっちも行っているのです、そういうことが多いのです、逆に。だから、そのサイドももし危険であれば正面と同じように、飛び込みのほうと同じように出入りを禁止するのだったら禁止するとかというふうにしないと、けがしてからでは遅いので、そういう措置を取ったほうがいいのかではないですか。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

委員言っているのはあれですよ、正面と同じような形で立入禁止にしたほうがいいのかということですよ。

○委員（千葉圭一君） これで1本で出入りするという。

○体育課長（木村忠公君） 改めて現場の監視員の方たちとかにもちょっと話を伺った上で、現状どういう状況になっているのかということも一応確認はさせていただきます、うちのほうで。その上で、学校の授業等であればやはり先生の指導の下で当然そういうことはほ

ばしていないと私は、あんまり見たことは極端にないのですけれども、基本的に先生たちに任せていますので、多分そういうモラル違反的なことは極端にはないのではないかなとは思っていますけれども、やっぱりフリーで使うときはそういうことが危惧されるということであればこちらもいろんなことを検討はしていきたいと思っておりますので、お時間いただければと思います。

○委員（伊藤 昇君） 1つだけです。以前プールの排水口で子供さんが痛ましい事故に遭って、それから北海道から通達が来て、体育課の職員必ず誰か資格を持って、そして監視に当たるというようなことになっていたはずなのです。私やっていたときも1人行ってもらって資格を取ってきてもらってやっていた。今そういうことは、どなたかいらっしゃるのですか。さっき監視員さん、監視員さんって言っているけれども、やっぱり行政の中でしっかりと点検だとか、もしそういう事態になったときに救助しなければいけないとか、そういうことが出てくるのだと思うのですが、いかがですか。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

今委員おっしゃられたとおり職員として、道のほう等で開催されますプール安全講習会というものが開催されて、現状うちの体育課職員の中では1名その講習を受けた上で、資格を取るとかということではないのですけれども、その講習を受けた上で今うちのほうについている監視員さん等に、こういう部分を注意してやってくれということの指示を当然しながら、昨年もその講習を受けた者が体育課にいました。その上で、常時張りつくことはちょっとできないのですけれども、必ず1日1回ないし2回はその担当の者が行って、何か問題ないか、点検等も含めて必ず行くような形を取らせていただいております。何かあれば逐一連絡も来るような形を取ってございますので、任せっきりということには当然していない形で運営はこれからもしていきたいと思っておりますので、ご理解願えればと思います。

○委員（伊藤 昇君） 2か所を1名でやっているということ。

○体育課長（木村忠公君） お答えいたします。

今言ったのは森町民プールのほうでございます。砂原のほうは一応業務委託をにかけている形でございますので、一応業務委託業者のほうにも、そういう部分の警備業の取っている資格の会社でございますので、資料的なものは当然こちらからもすぐ提供もいたしますし、それを徹底してくれと、指導は一応担当課としてはしている状況で、そちらから張りついている方等に見てもらっている部分もあれば、あと生涯学習課としても砂原のプールにも当然大体1日1回、最低1回は行くような形を取って何か問題ないかという形の確認は取らせていただいております。

以上でございます。

○委員（千葉圭一君） すみません、今度はファミリーヘルスプラザ、砂原のほうなのですけれども、先ほど見てきましたら女子のシャワー室の天井からずっとシャワーが出っ放しだということで、壊れているのでしょうかけれども、水がもったいないし、あそこずっと

つけっ放しだと何か滑りやすくなるのですって、だから夜もし落とせるなら水を全部落として空にして、空というか、止めてからプールを閉館するというような進め方というのはできないものでしょうか。

○体育課長（木村忠公君） ちょっとその辺の現状を確認した上で速やかに対応したいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員（斉藤優香君） 砂原のほうのファミリーヘルスプラザなのですけれども、3基大型の換気扇があるのですけれども、一台も動かないということなので、やはり換気をする意味では必要なあれだと思うので、去年までは多分1基か2基は動いていたと思うのですが、今年は3基とも動かないらしいので、3基全部は無理でも1基ずつでも修繕していたらなと思いますけれども。

○体育課長（木村忠公君） 現状を確認の上、対応できるものは対応したいと思います。

○委員長（佐々木 修君） よろしいですね。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（佐々木 修君） なければ、町内のプール施設の現状についてを終わります。ご苦労さまでした。

説明員の方は退席されて結構でございます。

◎その他

○委員長（佐々木 修君） 次に、2、その他に入ります。

皆さんから何かございますか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（佐々木 修君） 事務局からは何かありますか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 特に用意はないです。

◎閉会の宣告

○委員長（佐々木 修君） なければ、以上で本日の会議日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

民生文教委員会はこれで閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

閉会 午後 3時45分